

平成 18 年 11 月 7 日



三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部
中国業務支援室

＜中国／規定・手続＞

商務部、税関総署、国家環境保護総局より
「加工貿易禁止類商品目録」（2005 年第 105 号）公布

商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2005 年第 105 号公布
《加工貿易禁止類商品目録》
(2005 年 12 月 11 日公布、2006 年 1 月 1 日実施)

国民経済発展の需要とマクロコントロールの要求に基き、関連の法律、法規及び加工貿易管理の関連規定に照らして、一部の商品を加工貿易禁止類目録に追加する。本規定は2006年1月1日より施行する。既に商務主管部門の批准を受け、且つ税関総署に届出を行っている加工貿易業務に対しては、現行規定の有効期間内に執行完了することを認可するが、再輸出が未完了の場合は、期限到来後の延長を認可せず、加工貿易国内販売規定に従い処理する。

以前に公布した「商務部、税関総署、環境保護総局2004年第55号公告」「商務部、税関総署2005年第26号公告」「商務部、税関総署2005年第50号公告」の執行状況および2006年税関コードの調整状況に従い、上記3公告の内容について一部修正と調整を行う。(附表目録二参照) 本規定は本公告発布日より施行する。

本公告は輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域に対しても適用する。

「商務部、税関総署、環境保護局2004年第55号公告」「商務部、税関総署2005年第26号公告」及び「商務部、税関総署2005年第50号公告」の加工貿易禁止類目録は同時に執行を終止する。

添付ファイル:加工貿易禁止類目録

中華人民共和國商務部
中華人民共和國税関総署
国家環境保護局
二〇〇五年十二月十一日